

令和5年度処遇改善加算について

株式会社 むつみ

処遇改善加算金及び特定処遇改善加算金並びにベースアップ等支援加算金の配分についてお知らせします。

処遇改善加算金

- 1 対象事業所：デイサービスセンターむつみ
- 2 対象者：介護業務に従事する介護職員（正規、非正規を問わない）
支給月の前月末日に在籍している者
- 3 配分方法：介護業務に携わった勤務時間に応じて案分支給する
職務手当として毎月支給する

特定処遇改善加算金

- 1 対象事業所：デイサービスセンターむつみ
- 2 対象者：下記のA、B、Cグループのいずれかに該当する介護職員等
（正規、非正規を問わない）
賞与支給月（6月、12月）に在籍している者

グループ	条件
A	当法人で10年以上勤務している介護福祉士（正規職員） 若しくは初任者研修以上の資格を有する者 （正規、非正規を問わない）
B	A以外の介護職員（正規、非正規を問わない）
C	その他の職種として、生活相談員、機能訓練指導員、看護師、 事務員、運転手等（正規、非正規を問わない） ※ただし、前年度の年収が440万円以上の者は対象外

- 3 配分方法：介護業務に携わった勤務時間に応じて下記案分率で支給する
（Aグループ0.6、Bグループ0.3、Cグループ0.1）
職務手当として「賞与」で支給する

※平均賃金改善額は「AはBよりも高く」「CはBの2分の1以下」に設定する必要がある。

ベースアップ等支援加算金

- 1 対象事業所：デイサービスセンターむつみ
- 2 対象者：下記の A、B、C グループのいずれかに該当する介護職員等
(正規、非正規を問わない)
支給月の前月末日に在籍している者

グループ	条件
A	当法人で10年以上勤務している介護福祉士（正規職員） 若しくは初任者研修以上の資格を有する者 (正規、非正規を問わない)
B	A以外の介護職員（正規、非正規を問わない）
C	その他の職種として、生活相談員、機能訓練指導員、看護師、 事務員、運転手等（正規、非正規を問わない） ※ただし、前年度の年収が440万円以上の者は対象外

- 3 配分方法：介護業務に携わった勤務時間に応じて下記案分率で支給する
(Aグループ 0.6、Bグループ 0.3、Cグループ 0.1)
職務手当として毎月支給する

※平均賃金改善額は
「AはBよりも高く」「CはBの2分の1以下」に設定する必要がある。